

「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（素案）」に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和4年10月19日（水曜日）から令和4年11月18日（金曜日）まで

2 意見募集結果の概要

○ 意見提出者数 47件

○ 意見内容の概要

意見分類	延べ件数
ア 計画の基本的な考え方について	22件
イ 管理事業について	33件
ウ その他	10件
合計	65件

○ 県の考え方の概要

反映区分	延べ件数
A ご意見は計画案に反映しました	14件
B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	25件
C ご意見は今後の取組の参考とします	14件
D ご意見は計画案に反映できません	10件
E その他	2件
合計	65件

「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（素案）」に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
1	ア	今年度で最終年度を迎えるとの事ですが、管理捕獲計画してから20年あまりが経過。依然として植生回復や農林業被害が継続の中、あと4年間で目的が達成するとは考え難く継続を望みます。	C	第5次計画終了以降については、計画を進めていく中で、県民の方々を含めた様々な関係者の意見を聞きつつ検討していきます。
2	ア	今まで捕獲を実施していた区域以外での（定着防止区域）捕獲の実施。	B	現状、定着防止区域のシカの生息や目撃情報等が得られている市町は、全て捕獲実施の対象エリアとなっており、引き続き取り組んでいきます。 (10頁 (2) 定着防止区域)
3	イ	第5次計画の基本的な考え方では、「第4次計画の4つの目標（「生物多様性の保全と再生」「丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続」「農林業被害の防止」「丹沢山地以外でのシカ定着の防止」）を引き継ぐ。」と記載されているが、捕獲したニホンジカの活用について言及されていない。 令和2年度森林・林業白書222頁の知床世界自然遺産地域におけるエゾシカ対策の取組」では、捕獲したエゾシカをジビエの材料として行政と民間が連携して活用している事例が掲載されている。このような事例を参考にして、捕獲したニホンジカの活用や民間との連携などを取り入れることはできないのでしょうか。	B	計画案では『捕獲したシカを食肉や皮革等の地域資源として有効活用することについて、地域が主体となった取組を必要に応じて支援する。』としていますので、捕獲個体の活用や民間との連携に努めていきます。 (21頁 (10) 捕獲個体の処理)
4	イ	今後も管理捕獲は継続して実施してほしい。ニホンジカの捕獲高が減少しているのは、20年もの長い間実施してきた結果だと思うし、もうひとつの要因は実施隊員の高齢化も問題に成っていると思う。植生の問題が顕著なのはシカ生息地の移動に依り、いつも同じユニットでの捕獲は困難であり、もっとエリアを変更して、今迄に実施していないエリアを開拓することも優先の課題だと思う。 現在巡視捕獲を実施しているが効果は出ると思っています。尚若い世代の隊員に移行しながら捕獲高を高めて行く方向を模索しながら実施して頂きたいと思えます。	A	管理捕獲の担い手については、県主催の研修を実施するほか、管理捕獲に従事する意欲のある狩猟免許所持者を育成することに努めていきます。 (21頁 (9) 担い手の育成) また、捕獲を実施するエリアの開拓については、生息状況や捕獲状況等を踏まえて場所や時期を調整することとし、その旨を記載しました。 (14頁 (イ) 効率的な捕獲方法等の検討)
5	ア	お隣りの住人は山地の里山出身で、本宅は1回/w出向しているが、最近は特に有害獣の出没多くて、防護の方策に悩んでいる。 猟友会の方々が来て色々説明受けてるが、もっともっと、欲を言えば、山ヒルが里の住宅地には来ない環境に、いわば昔のような安隠に暮らせるようにして欲しい。 よって、管理捕獲等への支援は厚くして人員のモチベーションをお願いしたい。	B	ヤマビルについては、被害の多い地域で、シカ等を集落周辺に近づけないための『地域ぐるみの被害防除対策』の中で、市町村と連携して実施し、分布拡大の防止と被害軽減に努めていきます。 (11頁 (3) 保護管理区域－被害防除対策エリア)
6	ウ	全国的温暖化も冬眠しない熊さんの多さも悩みの種ですから対策してください。	E	本計画はシカ管理に関する計画ですので、クマの対策については記載していませんが、本県の野生動物行政としてクマの里山出没対策に取り組んでいます。

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
7	ウ	ある情報から令和9年度4月以降の水源税の用途について管理捕獲は無くなるという事ですが、むしろ、水源林保全の大切さを感じていただきたいと思います。 是非、第6次神奈川県ニホンジ管理計画に水源林保全管理捕獲を盛り込んでいただきたいと思っております。	C	第5次計画終了以降については、計画を進めていく中で、県民の方々を含めた様々な関係者の意見を聞きつつ検討していきます。
8	イ	計画は継続の必要あり。 県民への鹿の生息や駆除の状況及び駆除の必要性が認知されていない。	A	シカの対策については、捕獲の必要性和、それを支える狩猟者の活動について県民の皆様に理解していただくことも大変重要ですので、SNS等の情報媒体を用いる等の工夫を検討しながら普及啓発を進めていくこととし、計画案に盛り込みました。 (24頁 7 広報・普及啓発)
9	イ	ジビエ料理の提供店が出てきているが、認知度、店舗数も少なく、金額が高い為、広く浸透していない。 現状のままでは平行線のままの状態が続くと思う。 ジビエ料理の提供店を増やし、増えることによる手頃な金額にまでもっていかないと、計画は厳しそう。	B	県内のいくつかの地域では、国の交付金を活用するなどしてジビエ加工施設を設置し、捕獲した個体の利活用に取り組んでいます。県としては引き続き、市町村に交付金の活用を周知するとともに、ジビエ利活用の普及啓発を行っていきます。 (21頁 (10) 捕獲個体の処理)
10	ア	昨今、農作物の被害等や丹沢大山のヒルの拡大が鹿によるものとの見方がさえているが実際のところ疑問である。 農作物の被害は無いとは言わないが、適切に管理されていない陽の入らない人工林による下草や餌となる木々が育たず鹿の生息地に鹿の食べる物が無いのが原因である。 また山中を歩いて鹿の足跡や糞がある場所にヒルを見かけない場所が多々ある。 この丹沢大山の面積から鹿の個体数がどの程度が適切なのか、この丹沢大山に鹿の適切な数を維持する餌になる植物がどの程度あるのか？ 鹿による被害があるなら、現状をはっきり確認した上での対応こそ丹沢大山の自然が生かされるのではないか。 被害拡大しているからと狩猟による安易な管理は許されない。	C	シカは、その生態的特性から平地での暮らしに適応してきた動物であり、現在のように山中に生息するようになったのは明治時代以降と考えられています。そのため、個体数と植生のバランスに関する知見は、まだ十分なものではありません。個体数調整、生息環境管理、被害防除という3つの側面から対策を進めながら、モニタリングによってシカの生息状況と生態系への影響、農林業被害の状況等を見極めていく必要があると考えています。
11	イ	箱根に3、4年管理捕獲に携わってきても生息数が増えているように思えます。現実実施エリアに限らずエリアを変えて捕獲数が増える所を実施したらどうか。又、実施すべき回数を増やす。	B	箱根地域については、市町が捕獲の主体となっており、県は、稜線部等の捕獲困難地でシカの生息状況をモニタリングし、必要性や優先度を考慮しながら捕獲を実施しています。 箱根地域での生息数の増加は県としても危惧しており、環境省や林野庁、箱根町、隣接県等と連携した捕獲に取り組んでいきます。 (11頁 4 (4) 定着防止区域)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
12	イ	銃による実施増やすべきと思う。 くくりワナ等は生産性が悪いし又、銃による捕獲時に犬がかかる恐れあり	B	銃やわななどの捕獲手法にはそれぞれ長所や短所があり、状況に応じて使い分けています。その中でも箱根については、観光地であると同時に、丹沢と比べてササ等が繁茂し、銃での捕獲が困難な場所が多いことから、試験的な捕獲を重ねながら地域に適した捕獲方法を検討しています。 (20頁 ウ 定着防止区域における森林影響防止のための管理捕獲)
13	イ	「シカ管理捕獲と森林整備の連携を継続する必要がある」とあるが、確かに県の管理している水源の森林では連携している様子を見受けることがある。一方で県、それも自然環境保全センターの組織内にある県有林は何をしているのか。そのような連携をしている旨をみたことも聞いたこともない。 本計画は県が市町村、国有林等の関係機関、関係団体や地域に協力を得ることで推進していくものはずである。まずは県で見本となるような取り組みを率先して行うのが筋であり、それをモデルとして関係機関、関係団体、地域へと普及していくものではないか。それが県民の要望で設置されたのが自然環境保全センターのはずである。	B	シカ管理と森林整備の一層の連携を図るため、生息環境管理エリアでは、シカの生息状況等に応じて県が管理する森林の担当部局が管理捕獲を実施することとしています。県有林については、自然環境保全センターにおいて県有林業務の一環として所内で連携してシカ管理捕獲に取り組んでいく予定です。 (19頁 (3)イ 生息環境整備の基盤づくりとしての管理捕獲)
14	ウ	予算について。本計画には事業実施となる予算やその担保となる国庫補助金や水源環境税についての記載が見受けられない。現段階では水源環境税による実施が多くを占めていると聞く。一方で水源環境税も第4期に入っており、あと数年で終了してしまう。その後は今までのような事業の実施は困難となることが想定されるが、その担保もしくは代替措置は準備しているのか。 丹沢の自然環境保全においてはシカ管理が重要な位置であり、単に事業終了や、予算削減が行われると、今までの努力が水泡に帰してしまう。それらの将来展望等も含めて、もう少し丁寧な、県民にわかりやすい事業計画を作成されることを願いたい。	C	計画に基づく事業を実施するための財源については、別途、年度ごとの予算の議論となるため、本計画で示すことはできませんが、計画に定めるシカ管理の取組が停滞しないよう必要な予算の確保に努めていきます。 また、水源環境税で進めてきた取組については、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」からの総合的な評価も踏まえ、取組の到達状況や事業効果等をしっかりと検証・評価した上で、市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討していきます。
15	イ	保護管理区域のシカが逃げ込むことが多いので、保護管理区域での追い払いの頻度を多くしてほしい	D	シカ管理における対策手法は、個体数調整のための捕獲、生息環境整備としての森林整備、被害防除のための柵設置等であり、追い払いは行っていませんが、シカの動きにも留意して対策を行っていきます。
16	イ	管理捕獲の継続を望みます。 尚、(5)-イ-(イ)従前の捕獲体制についてはタツマ、犬入れ勢子等の手法及びエリアを再検討要す。	A	管理捕獲については、現行の体制・手法・エリアを基本としつつ、生息状況や捕獲状況等を踏まえて場所や時期を調整することとし、その旨を記載しました。 (14頁 (イ) 効率的な捕獲方法等の検討)
17	ア	重点的な取組方向について、県境を接する、静岡県、山梨県、東京都と連携する事を提言します。シカは移動し過去東富士演習場での行動があった事を検討して欲しいです。	A	関係機関との連携は13頁の「6 実施体制」に記載していますが、ご意見を踏まえて県境域での取組を「4 重点的な取組方向」の一つに位置づけ、隣接する都県等との連携を強化することとしました。 (12頁 (5) 県境域での取組)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
18	ウ	第6次管理捕獲ですが、現状の担当地区（組）にこの文章をもって、抜本的駆除手法を検討し、継続を申請すべきである。	C	第5次計画終了以降については、計画を進めていく中で、県民の方々を含めた様々な関係者の意見を聞きつつ検討していきます。
19	ア	「個体数調整を始めとする管理事業を継続していく必要がある。」は、「個体数調整を始めとする管理事業をより充実させていく必要がある。」とするほうが妥当であると思います。 東丹沢の林道（弥太郎川～日向川）を通るとシカが横切った跡が見つかることがあります。特に、鐘ヶ嶽周辺の林道（七久保林道、半谷林道、二の足林道、大沢林道）では、一年を通して（猟期であるか否かを問わず）、新しい足跡を見つけることが多く、シカの生育密度が低下しているようには感じられないことが、その理由です。	D	個体数調整は、実行後のモニタリング結果を基に、今後の捕獲圧の濃淡や実施の可否を決定していくため、計画当初から『充実させていく』という表記はそぐわないと考えます。 ご指摘のような痕跡状況等の情報をモニタリングで把握しながら、捕獲強化が必要と判断したエリアでは重点的に捕獲を実施するなど、必要に応じて見直しを行っていきます。
20	ア	「安定的に生息させることを目標として」は、安定的に生育させることだけでなく、「被害防除対策エリアにシカが流入し定着することを防ぐことも目標」とするべきではないかと思えます。 このエリアにおいても、農林業被害の軽減を視野に、現在行っている管理捕獲を充実させる必要があるのではないのかという意見です。 具体的には、被害防除対策エリアとの境界域における管理捕獲の回数を増やすことが考えられます。たとえ捕獲頭数（個体数調整）の成果があがらなくても、被害防除対策エリアへのシカの流入を抑制することにつながります。	B	各エリアの対策は相互に連携しながら取り組んでおり、生息環境管理エリアと被害防除対策エリアとの境界域での管理捕獲はすでに実施しています。その頻度等については、本計画に基づいて策定する年度毎の実施計画で、捕獲状況等を踏まえて設定していきます。 (13頁 6（1）計画の実施体制)
21	イ	植生回復に向け今後の管理計画として今後も実施すべきだと思います。しかしながら高度地域に偏らない計画も必要かと考えます。現在、各地域にて有害鳥獣駆除として実施してありますが実情追いついていないと考えます。また、鳥獣対策委員等各団体の協力があるうかと思えますが、名前だけで余り機能していないと判断しています。「助成金目当て等。」「例として、資格者だが見てるだけの者もいる。」 管理計画を実施する人員は、高齢化・有資格者（経験不足）不足等の問題が出てきていると判断しています。最初は、興味本位で資格を取得してるかもしれませんが、仕事の都合等により殆ど自営業者や現役引退された方の構成になってると思います。 最後に個人的な印象や考え方を述べると、計画したなら実施すべきだし、実施するなら対価をしっかり払わないと事業とならないと思います。管理捕獲隊員は危険な業務を自分で資格を取得し実施してる者です。このパブリックコメントは、神奈川県管理計画ですが計画区域に隣接してる市町村での有害鳥獣駆除にて実施すれば更に計画も進むと思います。しかしながら、実施しても曖昧な協力金の支払、支払われても部材の代金にも届かない等、公金が無駄に使われていると判断しています。前記で記載してまい内容で、何もしてないのに金は欲しいと考える人が多いですね。正直、バカバカしいと思ってしまう。公金が無駄にならないように管理計画も願っています。	B	山の植生回復だけでなく山麓での被害防除対策にも取り組み、捕獲従事者の育成についても、県猟友会と連携しながら取り組んでいきます。 なお、国や県が支援している補助金の活用状況については、ルールに基づいた報告がなされているところですが、今後も事業費の適正な執行がなされるよう、関係市町村に周知していきます。 (21頁 (9) 担い手の育成)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
22	ア	箱根町に勤務していますが体感として明らかに不指向性植物の占有が目立ちます。イノモトソウ、マツカゼソウ、ミヤマシキミなどが群生しています。食べるものに困ってヒイラギナンテンなどにも口をつけるようになっていきます。鹿と人、お互いの為にも引き続き管理捕獲により捕獲圧をかける事が必要と思います。継続を強く強く望みます。	B	箱根山地では植生への深刻な影響が明らかとなりつつあり、従前より高い捕獲圧が必要と考えられるため、箱根町や森林管理者、自然公園管理者、隣接県等と連携して、多様な主体による捕獲の実施に向けて取り組みます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
23	ウ	管理捕獲により被害の軽減につながる事で狩猟に対する見方も変わってくるのでは？	B	管理捕獲をはじめとする対策の効果を、様々な機会を捉えて広報・普及啓発し、取組への理解を図っていきます。 (24頁 7 広報・普及啓発)
24	イ	現行の管理捕獲の従事者をもっと増員する事は出来ないか？	D	管理捕獲の従事者数は、県及び市町村、またはそれらから捕獲を委託された者が捕獲計画や事業規模に応じて設定するものと考えています。しかしながら、捕獲の担い手の確保、育成は必要であるため、県としても狩猟免許の取得促進や「かながわハンター塾 2ndステージ」等の事業を通して捕獲の担い手の育成を図っていきます。
25	ウ	保護区内の管理捕獲圧を高める事により定着防止できると思う？	E	保護区内での管理捕獲を強化するだけで、定着防止区域へのシカの定着防止をはじめとする計画目標を達成することは困難です。引き続き管理捕獲とともに、森林整備による生息環境整備や地域ぐるみの被害防除対策などを総合的に実施していきます。
26	ア	捕獲管理区域のシカによる植生回復に関しては、20年以上前と比較すると全然回復に至っていない。シカ柵で囲ってある場所と無い場所では、大きな違いが有ります。シカ柵で囲ってある場所は40～50年以前の状況と同じようであるが、その周りはゴルフ場のコースよりも草もなくきれいな場所が丹沢山塊は多くあります。この様な状況であると、いずれは、災害に繋がるような事態もありえます。よって、第5次シカ管理計画による個体調整は非常に大切な事業と考えます。	B	植生回復が見られるようになった場所は一部であり、ご指摘のとおり依然として丹沢山地全体での植生回復には至っておらず、箱根山地でも植生に深刻な影響が明らかになりつつあります。第5次計画でも引き続き管理捕獲による個体数調整を実施していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
27	イ	計画を策定することは大切だと思いますが、人工林は過密で生物生息の余地はなく、田畑への電気柵の普及もない状態で、何処にいるシカをどのくらい駆除するか決めるというのは不毛な議論ではないでしょうか。過密人工林を伐採し、電気柵を設置してから議論した方が、問題点がしぼられると思います。具体的に何月にどこで伐採し、電気柵を設置するというを決めるだけのほうが有意義ではないでしょうか？	B	生息環境整備としての人工林の整備、被害防除対策としての田畑への電気柵設置は重要な対策としてこれまで実施しており、今後も引き続き継続していきます。同時に、個体数調整のために捕獲は欠かせない対策ですので、これらの対策を計画的に進めていきます。 (17頁 イ(7)地域主体での被害防除対策の取組の促進)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
28	ウ	市街地出没対応に関して「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」がどういものか知りたかったのですが、ホームページには掲載されていないようでした。掲載していただくとよいです。 シカはもともと平地で暮らしていた動物なので、市街地出没時には単なる排除ではなく、できるだけ近隣住民や交通機関と共存できる方策をとってほしいです。	D	「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」は、行政機関向けのマニュアルであり、県民の方々が日常の対策で必要とされる情報の記載はないため、一般公開はしておりません。 また、市街地に出没した場合、人身被害の発生が非常に高まるため、追い払いや捕獲を原則とした対応としています。
29	イ	ハンターが減少している中、ワイルドライフレンジャーの制度は良い取組だと考えるので、引き続き推進を期待します。	B	ワイルドライフレンジャーによる捕獲は、巻狩りによる管理捕獲ができない高標高域の稜線部で有効であることが確認されており、第5次計画でも、引き続き継続していきます。 (14頁 イ(ア)シカの生息密度を低減するための管理捕獲)
30	ウ	農家、林業の方々の被害に遇われた方に心から御見舞い申し上げます。狩猟鳥獣間引の研究を望む。 過去雌鹿の狩猟禁止が長すぎたのも今の姿だと思います。 天敵の無い鹿は増えるに増え続けた。 現場に携わる構成員の小さな意見にも聴視を望みます。	B	計画に基づく対策を実行しモニタリングと検証を繰り返しながら事業を進めていきます。また、現在のシカ管理計画ではメスジカ捕獲を強化しており、第5次計画でも継続します。 (12頁 5 モニタリングと進捗管理)
31	ウ	令和5年度～10年を望みます。	D	神奈川県ニホンジカ管理計画は、鳥獣保護管理法における第二種特定鳥獣管理計画に位置付けられますが、国の指針において、計画期間は、原則として3～5年程度とし、上位計画である鳥獣保護管理事業計画の有効期間で設定することとなっています。 このため、本計画の期間は、「第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」の終期である令和9年3月31日までの4年間としています。
32	ア	継続的に捕獲圧をかけ続ける事が植生の維持回復等に繋がり、今後より高い捕獲圧をかける事で、より良い方向に向かう事が期待できると思慮します。 後世に美しい自然を残し、人と動物が共存するためにも、管理捕獲を続ける事が責務だと考えます。	B	継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになっていますが、依然として丹沢山地全体では植生回復に至っておらず、箱根山地でも植生に深刻な影響がみられる状況です。第5次計画でも引き続き管理捕獲を継続していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
33	ア	個体数の減少傾向は認められつつあるが、丹沢地域全体の植生回復には至っていないのが現状であり、また、農林業被害も継続している。そのため、管理事業の継続は必須であると考えます。	B	継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになっていますが、依然として丹沢山地全体では植生回復に至っておらず、農林業被害も継続しています。丹沢地域の植生回復、農林業被害の軽減を図るため、第5次計画でも引き続き管理捕獲を継続していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
34	ア	実施結果としましてお示しいただいているとおり、「これまでの取組により、捕獲を実施している箇所でのニホンジカの生息密度の低下が見られ、一部地域での植生回復も見られる一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。」とあります。管理捕獲が一定の効果をもたらしている事は明らかであり、今後もニホンジカの確保を実施継続して植生回復を実現して頂きたいと思えます。	B	継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになってはいますが、依然として丹沢山地全体では植生回復に至っていない状況です。第5次計画でも引き続き管理捕獲を継続していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
35	ア	目標の達成状況欄の各内容にもありますが、シカの影響による植生衰退は継続しており農林業被害は減少していないのが周知の状況ではないでしょうか？ 上記の現況より管理捕獲に継続、さらなる強化を強く望みます。	B	植生回復が見られるようになった場所は一部であり、ご指摘のとおり依然として丹沢山地全体での植生回復には至っていません。農林業被害も年度によって増減がありますが、中長期的に見て横ばいの状況です。目標達成に向けて、引き続き管理捕獲を実施していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
36	ア	厳しい山にての捕獲では射撃技術又、雪山を想定し（和カンジキ、スノーシュー、ゾンベルスキ）等使用体力作りを訓練し重圧をかけられる人を養成したい。	B	本県は、積雪は多くありませんが、丹沢山地は標高の割に山が険しく、箱根山地は火山地形でササが茂っているなど、特有の自然条件があります。計画の実行にあたっては、こういった自然条件に適応した手法や道具を用いて事業を進めています。特に、自然条件が厳しい高標高の山稜部では、高度な技術を持つワイルドライフレンジャーや認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲を実施していきます。 (11頁 保護管理茎-自然植生回復エリア（主に高標高域）)
37	ア	今まで事業を継続していたのに、5次、6次めと続けないと、以前の状態にもどってしまう。今後も管理捕獲を続けないと、水源林保全の意味も含め永続的に続けてもらいたい。又続けるべきと思います。	C	第5次計画終了以降については、計画を進めていく中で、県民の方々を含めた様々な関係者の意見を聞きつつ検討していきます。
38	ア	保護管理区域では、丹沢山地でシカが絶滅の危機に瀕するような状況に無いので、目標の一部は達成している。 保護管理区域では、丹沢山地でシカ地域個体群の減少が見られ安定的存続が図られているので、目標の一部は達成している。	D	依然として生息環境管理エリアでの林床植生の衰退が継続しており、地域個体群の安定的存続が図られていると言える状態には至っていないと考えます。
39	イ	第4次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林整備を連携させた取り組みさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林管理者が主体的に捕獲を実施する取り組みを進める →森林管理者が主体的にシカの捕獲をすることは、難しいので→ 森林管理者の森林整備、（植生状況）シカの生態（糞・足跡・金網などの点検情報）などの情報を基に県が重点的にシカ管理捕獲を実施する。	D	素案で示している森林管理者は、具体には県や国等の公的機関や森林経営計画者等を想定しています。既に、他地域の国有林等では、森林管理者が主体的に捕獲に関与している例もあり、先行事例を元に本県でも促進したいと考えています。 ご指摘のような情報については、森林管理者間で共有し、森林管理者が捕獲を実施する体制づくりを進めていきます。



意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
40	ア	<p>項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページ 第1章 1計画策定の経緯 17行目</li> <li>・8ページ ウ課題 2行目</li> <li>・9ページ 第3章 1基本的な考え方 6行目</li> <li>・17ページ (4)定着防止区域 ア実施目標 3行目</li> </ul> <p>意見</p> <p>定着防止区域（箱根山地）において、上記の各項目に「植生に明らかな影響が生じ始めている状況」とありますが、“明らかな影響”という表記は不適當です。なぜなら、良い意味での影響を受けると読み取れるからです。つまり、“明らかな(良い)影響”と読み取ることが可能というわけです。</p> <p>現在の箱根山地における植生への影響は、当然悪い意味での影響を示すべき表現にならなければなりません。事実、現場では植生の明らかな衰退が至る所で確認されています。まさに、植生の衰退という影響なのですが、どうも県は『植生の衰退』とは認めたくないようです。</p> <p>さらに言えば、“生じ始めている”という段階はすでに過ぎており、現場では『深刻な事態』と認識されていますが、こちらもどうも県は直視できないようです。</p> <p>ですから、「植生に明らかな影響が生じ始めている状況」の表記は、現場との認識に乖離があり過ぎると言わざるを得ません。</p> <p>本当なら「植生は明らかに衰退しており深刻な事態である状況」と意見を出したいところだが、百歩譲って「植生に深刻な影響が明らかになりつつある状況」と改めることを求めます。</p>	A	<p>ご意見のとおり、箱根山地における植生への影響は深刻なものであると認識しており、『植生に深刻な影響が明らかになりつつある状況』という表記に修正いたします。</p>
41	ア	<p>シカ管理捕獲業務に従事する者です。</p> <p>今仮に止めてしまうと今までの事業の意味がなくなってしまうと思います。</p> <p>シカ管理捕獲業務の継続のことも強く希望します。</p> <p>そのための巡視も下見が非常時重要なので巡視業務も継続希望します。</p> <p>6次管理捕獲業務について水源林保全の管理捕獲業務も継続を希望します。</p>	B	<p>管理捕獲はシカ管理において必要な手法であるため、引き続き第5次計画でも実施していきます。</p> <p>また、第5次計画終了以降については、計画を進めていく中で、県民の方々を含めた様々な関係者の意見を聞きつつ検討していきます。</p> <p>(1頁 1 計画策定の経緯)</p>
42	イ	<p>個体数調整の努力を続ける一方で、今後は「生息環境整備」が肝になってくるのではないかと。</p> <p>P21には、生息環境整備について言葉で書いてあるが、これまでに人工林を混交林化したのはどこで、今ある人工林を混交林にするのはいったいどこなのか。</p> <p>それを地図の形ではっきり示して、森林管理を行う機関とシカを管理する機関が共有して取り組む必要があると思う。</p>	C	<p>第5次計画の取組の中で、様々な主体が管理する森林を取りまとめて図示することを検討していきます。</p>
43	ア	<p>管理捕獲により植生回復や農林被害の減少に繋がった。生息実態を把握しながら管理捕獲を継続すべきと思います。</p>	B	<p>管理捕獲を継続して実施している場所では植生回復が見られるようになってきました。第5次計画でもモニタリングを行って生息状況を把握しながら管理捕獲を引き続き実施していきます。</p> <p>(12頁 5 モニタリングと進捗管理)</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
44	イ	シカの個体数調整のための捕獲は必要と考えますが、その際、クマ類の錯誤捕獲の防止に努めてもらいたいです。特に足ククリワナの問題は深刻です。 P20の「（7）非鉛弾使用の推奨」などと同じように、独立した項目を設けて、クマが生息する山域では直径12センチ以下の規制を徹底することや、クマの目撃が続いている場所や期間は、わなの設置を控えるなど、具体的に錯誤捕獲を防ぐ対策について明記してください。	A	「わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」の項目を新たに設け、錯誤捕獲防止に向けた対策を明記しました。 (20頁 (8) わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
45	イ	シカ管理は「頑張っでこれで完了」ということはなく、ずっと続けていく必要があります。その意味で「基本的な考え方」として、シカ管理の持続可能性に言及したことは、大変賢明なことだと思います。 この際、森林管理との連携からさらに一步進めて、森林整備を担当する部署の発注業務の中でシカのわな捕獲を行うなど、両者をより一体化させた取組が必要だと思います。せっかくP11に「森林管理者が主体的に捕獲を実施する取組を進める」と書かれていますが、P15以降の「管理事業」のところ、それをどういふふうに進めていくのかがよく見えないのが残念です。やっぱり部署間の調整が難しいのでしょうか。	A	生息環境管理エリアでは、シカの生息状況等に応じて県管理森林の担当部局が主体的に管理捕獲を実施することとしています。 「シカ管理捕獲と森林整備との連携」の部分において、シカの状況に応じて実施していくことを追記しました。 (15頁 イ（ア）シカ管理捕獲と森林整備との連携)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
46	イ	<p>管理捕獲において、わなが推奨されていますが、近年シカ、イノシシの罠にツキノワグマが錯誤捕獲する事案が増加しております。特にくくり罠にかかる事例は、全国的にも大変多く、神奈川県内でも毎年数件発生しています。</p> <p>力の強いクマがくくり罠にかかった場合、興奮したクマが暴れてワイヤーから手足が抜けたり、自らの手足を引きちぎって逃走し、付近にいる人間が襲われる可能性があり、極めて危険です。</p> <p>その危険は、見回りにあたる猟友会の方、放獣作業に従事する専門業者や自治体職員、逃走後に興奮したクマに出会う可能性がある地域住民やハイカーなどが想定されます。また、人に会わずにクマが逃走したとしても、万一罠で手や足を失っていた場合、うまく木に登ることができないため、その後エサがうまく採れず、人里の農作物などに被害を及ぼす可能性があります。神奈川県でも過去に錯誤捕獲、捕殺されたクマがすでに手の一部が欠損しており、過去にもくくり罠にかかっていた事例がわかっています。こうしたことから、くくり罠による錯誤捕獲は、できる限り起こさないようにすることが最善であり、未然防止のための対策をしっかりとる必要があります。</p> <p>◆くくり罠による錯誤捕獲防止対策            (1) くくり罠の直径を最大（短径、長径共に）12cm以内とする。            現在、直径12cmの規制はあるものの、長径は20cmなどの状態で設置されています。錯誤捕獲を減らすために、ぜひ規制強化の実現をお願いいたします。</p> <p>大日本猟友会会長からR3年度の環境省野生動物小委員会で意見書が提出されており、わたしもそのご意見に賛同いたします。</p> <p>一般社団法人大日本猟友会 会長 佐々木洋平 意見書一部抜粋 (R3.3.3.)            「くくりわな」の直径の計測方法について            くくりわなは、人身事故の防止やクマ類の錯誤捕獲防止等のため、輪の直径は12cm以内とすることとされているが、現在のその計測方法は「短径」が12cm以内とされ、現実には長径が20cmを大きく超える楕円形のわなが多く設置されている。その結果、クマ類の錯誤捕獲が全国的に多発している他、昨年4月には～人身事故が発生しており、早急な対応が必要である。            「くくりわなは、本来の趣旨に基づき、早急に最大径12cm以内とすべき。」</p>	A	<p>「わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」の項目を新たに設け、錯誤捕獲防止に向けた対策を明記しました。</p> <p>なお、くくりわなの直径の計測方法につきましては、鳥獣保護管理法施行規則及びその運用に係る環境省自然環境局野生生物課長通知に沿うこととしており、同省における検討結果に沿って対応していきます。</p> <p>(20頁 (8) わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
47	イ	<p>(2) くくり罠の設置場所や時期について、クマ捕獲の可能性が高い場所、時期を避けるよう設置者にご指導、ご支援をお願いいたします。</p> <p>また、農地や集落周辺など、放獣作業が困難な場所での設置を可能な限り避けていただきたい。</p> <p>過去にツキノワグマによる錯誤捕獲や被害、出没実績がある場所においては、錯誤捕獲の可能性が高いため、実績のある時期にイノシシ、シカのくくり罠（箱罠も）設置を避けるようご指導いただきたい。</p> <p>特に、8月後半から11月前半にかけては、クマが越冬前の脂肪蓄積のために、エサとなる木の実などを求めて広範囲を移動し、人里近くへ下りてくる時期にあたります。周囲にクマの餌となる広葉樹や果樹がある場所では、クマの錯誤捕獲の可能性が高まります。くくり罠の設置場所や時期を吟味することで、錯誤捕獲の軽減が図れると思います。</p> <p>こうした場所では、放棄果樹の伐採、藪の刈り払い等の環境整備や爆竹などでの追い払いにより対応を強化いただけますようお願いいたします。</p>	C	<p>くくり罠の設置場所や時期について、画一的に場所、時期を避けるように指導するのは困難ですが、クマの出没情報に基づき、できる限り錯誤捕獲が発生しないよう、設置者に対する注意喚起に努めていきます。</p>
48	イ	<p>(3) 管理捕獲実施場所、時期の調整</p> <p>過去の管理捕獲で、奥山においても銃器や犬を使用した捕獲中にクマが出没し、従事者の危険回避からやむなく捕殺した事例が数件あります。</p> <p>ツキノワグマは、季節によりエサとなる植物のフェノロジーに応じて、大きく移動しながら食べ物を獲得しています。同じ場所にとどまっているわけではないため、時期をずらすことで同じような出会いを避けることができると考えられます。</p> <p>過去の丹沢山地のクマの調査では、猟期を迎えると犬や銃器を避けて、里にいたクマが一気に特別保護区へと移動していたことが数頭の発信機を装着したクマの追跡で数年にわたり確認されています。</p> <p>特に秋の脂肪蓄積の時期に、クマのエサ場となっている広葉樹林での犬を使った管理捕獲は、クマの食料獲得を攪乱し、里への出没などを助長する恐れがあります。</p> <p>また、12月～3月の冬眠時期に冬眠場所となっている特別保護区内の急峻な地形の場所などで管理捕獲を実施することは、クマの越冬環境を攪乱し、冬眠から覚醒させることにつながる恐れがあります。</p> <p>過去に奥山での管理捕獲中にクマが出没、目撃情報（捕獲）があった場所では、従事者の安全とクマの行動攪乱を避けるためにも、同時期、同地点での管理捕獲を避け、時期をずらすなどの対策をとっていただけますようお願いいたします。</p>	C	<p>丹沢山地での管理捕獲において、画一的に時期や地点を避けると、その場所がシカが高密度に生息する場所になってしまうことが懸念されます。</p> <p>また、管理捕獲中にクマと遭遇することを完全に回避することはできませんが、捕獲を実施する際は最新のクマの出没情報を共有し、遭遇する危険性がある場合は、場所を変更する等の対応を検討していきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
49	イ	神奈川県内では、県猟友会や猟区管理者が独自に狩猟者育成の実技研修を実施していますが、他県では、猟友会に補助金を交付して、団体による担い手育成を支援している例もあります。県によるハンター塾も有意義とは思いますが、裾野を広げるためにも、担い手育成の取り組みをしている団体や猟区管理者に対して、助成や補助をする制度があってもよいのではないかと思います。それにより、現在県が行っている猟区での管理捕獲が不要になる可能性もあると思います。（p14（イ）にも関係する）	C	狩猟を対象とした補助金制度の創設は現時点で検討しておりませんが、御意見は今後の管理事業を進めていく上での参考にさせていただきます。
50	イ	地域ぐるみの対策を支援するために専門職員を配置することとしていますが、職員に専門性が必要なのは農業被害対策だけではないと思います。県のシカ管理捕獲やモニタリングを含めて、鳥獣対策全般について専門性の高い行政職員を継続的に配置する必要があると思われるます。	C	現在、かながわ鳥獣被害対策支援センターには、技術職員8名を配置し、県内各地域において様々な鳥獣種の被害対策の技術指導など、地域への支援を行っています。鳥獣行政を遂行していくうえで必要となる専門性の確保は、重要な課題であり、今後も検討していきます。
51	イ	ニホンジカの繁殖防止策 鹿の繁殖がひどく食害が増大しているとのことですが、狩猟による捕獲以外にないと思います。 以前、避妊薬などの使用を伺いましたそれは出来ないとの事でしたので。 ハンターの高齢化と減少は避けられませんので、巻き狩りを徹底して、行う為に勢子の動員数を増やして一か所に追い込むしかないのではないのでしょうか。そして一か所に追い込み計画的に処分しては如何でしょうか。 ジビエとして麓の温泉旅館などで活用できると思います。 勢子は山に慣れている者でないと出来ませんので、山岳会に依頼して沢登りなどの経験者であれば十分に勢子の役は出来ると思います。（自身の経験から）	C	管理捕獲の従事者数は、県及び市町村から業務を受託した事業者が実施する捕獲の目的や規模等に応じて、個別に設定することとなります。 また、山岳会への依頼については、管理捕獲に従事できる者は狩猟免許を所持していることが原則であり、特に勢子は実施場所でのシカの生態を熟知していることが必要ですので、現状では管理捕獲の委託先とはなり得ないと考えていますが、山林での活動に長けている方が鳥獣対策に携わっていただくことは有意義と考えられるため、今後の取組の参考にさせていただきます。 なお、巻き狩りはご意見の手法で実施することが基本的と考えており、引き続き実施して参ります。
52	イ	現在管理捕獲に参加をしています。登山道や山の中を歩きますと、植生回復柵の中は、回復しているのに、その周りは何もない。ニホンジカが居るのかと思ったら居ない。植生回復していないので、ニホンジカは居るはずですが。時期が違うのか夏に多く居る所なのか、確認したいです。少人数で良いので、年間を通して調査、捕獲出来ればと思います。もちろん安全第一です。	C	年間を通しての調査、捕獲については、エリアを限定した実施など、その必要性や実効性、具体的な実施方法等を含めて検討していきます。
53	イ	管理捕獲中エリア外にニホンジカを発見する事が有ります。エリア外なので捕獲できませんが、エリア外でも捕獲出来ればと思います。こちらも安全第一です。 管理計画賛成です。	D	管理捕獲は、捕獲を実施する区域、日時等をその土地の管理者や関係者と調整の上、実施しており、あらかじめ設定したエリア外で捕獲することは、調整がなされていない場所での捕獲となることから、安全が確保されないため実施しません。必要に応じて場所等の見直しを図りつつ、引き続き安全に配慮した管理捕獲を継続してまいります。
54	イ	各項目は異論はない。 現在猟友会で行っている管理捕獲は隊員の技量の向上が必要です。	B	管理捕獲では、管理捕獲の目的を理解し、継続的に管理捕獲に従事する意欲のある狩猟免許所持者を育成するとしており、引き続き技術者の育成に努めていきます。 (21頁 (9) 担い手の育成)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
55	ア	第5次神奈川県ニホンジカ管理計画 従事者の方は大変ではありますが、オオカミが絶滅してしまった現状では、捕獲は重要な選択肢だと感じました。引き続きよろしくお願いいたします。	B	シカ管理は、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策の3つの対策を組み合わせを進めていますが、その中で個体数調整のための捕獲は重要な位置を占めています。引き続き目標達成のために管理計画を実施していきます。 (1頁 1 計画策定の経緯)
56	イ	シカの個体数調整のための捕獲は必要なことと思います。 その捕獲方法の中でも足くりわなを使用するときには、誤って熊が掛からないように努めてもらいたいです。 熊が生息する地域ではくくりわなの大きさが決まっているはずですがきちんと守られているのでしょうか。 わなの大きさの規制を確実に守ることや、熊が常時目撃されている場所は期間ではわな設置を控えるなど、誤って熊が足くりわなにかからないような対策について具体的に記載してください。	A	「わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」の項目を新たに設け、錯誤捕獲防止に向けた対策を明記しました。 (20頁 (8) わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
57	イ	若手育成も大事だが、猟歴10年以上のハンターを育成して、シカの生息率の高いエリアを重点的に行う。捕獲高の低いエリアは回数を減らして、高いエリアに移行する。 継続することが目標達成への一番の近道だと思う。 シカに痕跡がわかるようなものを付着させて、動向観察し、中堅ハンターを中心に重点的に実施する。	A	管理捕獲については、現行の体制・手法・エリアを基本としつつ、生息状況や捕獲状況等を踏まえて場所や時期を調整することとし、その旨を記載しました。 また、捕獲従事者の育成について、シカ猟経験の浅い免許所持者が管理捕獲に参加できる機会を設けることなどに取り組んでいきます。 (14頁 (イ) 効率的な捕獲方法等の検討)
58	イ	私は、県猟友会で丹沢山のシカ管理捕獲等に参加している者です。 シカ管理捕獲にもう10年近く参加させていただいてますが、最初参加していた頃より、最近ではシカを見なくなったように感じます、でも実際は見なくなったのでは無く、作戦地域が隊員の削減で狭くなって、追い出すシカが少なくなって見なくなったと思います。もう少し隊員の参加数を増やしてタツマの数と作戦地域を広く取らないと、シカの捕獲数は増えないと思います。  あと、山を歩いていて思う事は、山の植物が少ない、下草がほとんど無い、昔は大変だったけど、藪漕ぎをしながらタツマに行った場所も、楽に行ける様になりました。一見、歩くには良い状態に感じますが、山の事を考えれば、下草がシカに食べられて植物が無くなってしまっているの、良く無いですね!!  調査では、シカの頭数は安定域とか言われていますが、まだシカが多い所もありますし、農作業をしている人に、被害の状況を話されて、「一つでもシカを獲って!」と言われます、実際は数字に現われない被害も、ある様に感じます。  私は、まだ無い事ですが、車で運転中にシカの衝突事故も少なく無い様です。シカは夜中や朝方に川に水を飲み山から下りて来るからか道路の飛び出しがあります。知り合いがシカとの衝突事故でその後走行不能で苦労した話は聞きました。	A	管理捕獲については、現行の体制・手法・エリアを基本としつつ、生息状況や捕獲状況等を踏まえて場所や時期を調整することとし、その旨を記載しました。 引き続き、植生の回復と農林業被害の軽減を目指して計画を推進していきます。 (14頁 (イ) 効率的な捕獲方法等の検討)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
59	イ	<p>●管理捕獲に関する追記の検討について（ツキノワグマの錯誤捕獲の防止） （ページ：18ページ、項目：(イ) 農地周辺でのシカの定着解消のための管理捕獲） 「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」について目を通しましたが、今までの実績とモニタリング結果に基づき練り上げられたと感じられる内容で、全面的に賛成したいと思います。</p> <p>ただし、「第2次神奈川県イノシシ管理計画」にも目を通したところ、イノシシ管理計画に記されていた「わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止」がニホンジカ管理計画には無く、イノシシ同様に農地周辺での、わな猟も含まれる「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」にも盛り込まれればと思います。</p> <p>問題点の中心が、イノシシは山中よりも人里にある農地を荒らすことで、ニホンジカは丹沢や箱根などの山中での植生劣化（それに伴って水源地域の自然環境の劣化につながる）に関わることでと考えていますが、農業の視点で見ますと両者とも農地周辺にも出没し、荒らすことには変わらないため、ニホンジカ管理計画でもイノシシ管理計画と同じようにツキノワグマの錯誤捕獲まで触れられていた方が良いのではないかと感じます。</p>	A	<p>「わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」の項目を新たに設け、錯誤捕獲防止に向けた対策を明記しました。 （20頁 （8）わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止）</p>
60	イ	<p>1) わなによる捕獲について p.20 （4）銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。 （5）わなにより実施する。 などで記載されているわなによる捕獲ですが、規格をクマ等の錯誤捕獲防止のためにしっかり指導いただきたく、これにも触れた記載をしていただければと思います。</p>	A	<p>「わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」の項目を新たに設け、錯誤捕獲防止に向けた対策を明記しました。 （20頁 （8）わな捕獲におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止）</p>
61	イ	<p>2) P.21 4 生息環境管理 の部分 林床植生の衰退が生じないレベルで地域個体群を安定的に存続させるために実施される内容については良いのですが、環境が整わないと、上部自然植生回復エリアへのシカの移動も心配です。 策は思い浮かばないのですが、生息環境管理エリアの中で人工林の一部にはシカを囲い込むような場所も必要なのではと思います。 管理計画全体的に、シカは上下エリアにも移動するというイメージが浮かばないように感じました。</p>	D	<p>シカを一定区域に囲い込んで生息させることは困難ですが、シカが移動することも前提に各エリアの対策を連携させていきます。 シカが高密度となっている高標高地域の自然植生回復エリアでは、シカを低密度化、低密度状態を維持するための捕獲等の取組を継続する必要があると考えます。 一方で、生息環境管理エリアについては、シカの生息環境改善につながる取組をしつつ、高密度化しないように捕獲等の取組をし、安定的に存続することを目標としています。非常に高度な取組であるため、森林管理者等多様な主体との認識の共有と協力が不可欠と考えます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
62	イ	<p>私は県猟友会のシカ管理捕獲に約10年位参加させていただいています。最初、参加した頃はタツマに登る時も含めて、よくシカを見た記憶です、シカの全体的な数が減って来ているかも知れませんが、まだまだ多い所には群れで生息しているし、地元の農家さんに被害の状況を見せて貰ったり、聞いたりして、「シカを一つでも獲って行って!」と言われます。</p> <p>昔は一回で二桁頭数にいった事もありました、でも最近はそのまでの頭数は上がりませんが、そんな事、当たり前で参加人数も少ないし、人数が少ないからエリアも広くやれない為、作戦エリアの中にシカがいる数が絶対的に少ない。予算や我々ハンターが減ってきているのも有るでしょうが、もっと大人数で巻狩りしないと、成果は上がらないと思います。</p>	A	<p>管理捕獲を継続してきた場所では、生息密度は減少傾向ですが、ご指摘のとおり依然として生息密度が高い地域があります。管理捕獲については、現行の体制・手法・エリアを基本としつつ、生息状況や捕獲状況等を踏まえて場所や時期を調整することとし、その旨を記載しました。</p> <p>(14頁 (イ) 効率的な捕獲方法等の検討</p>
63	ウ	<p>1. 被害問題を中心とした野生動物保全学が専門の京都大学大学院講師 高柳敦氏のによれば、シカから農林業を守るには、完璧な柵を作らなければならないとの事です。以下に書きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な防護柵の網目は5cm以下、10cm以上は噛み破られたり引っかかったりして壊れやすい。</li> <li>・支柱間隔は3m以下、支柱を地形の変化点に設置する。</li> <li>・でこぼこの地形では鍬を使い支柱と支柱の間を平らにしてシカが潜らないようにする。</li> </ul> <p>シカは絶対に入れない柵に出会うとこの柵は入れないと学習する。シカは一日中食べ物を探しているので、時間を無駄に使わない。逆にスキのある柵を設置すると入れると学習。甘く見て何度も人間側が補修するはめになる。</p> <p>あとは見廻りして修復が必要。とにかく完璧に侵入を防ぐ。入る事ができると覚えさせてはダメ。何度も何度もやっていたら、必ず人間が勝つ。</p> <p>京大の芦生研究所で高柳氏が考案した100%シカを排除できる「AF規格」に準じた防護柵で夏の植物の成長を守った。毎年継続して行えば植生は回復する。但し1, 2年排除するだけではダメで成林するまで100%排除する事。</p> <p>またシカが適度に高い草を食べてくれる事によりそれ以外の草が育つのでやはりシカも生物多様性に役立っている。</p>	C	<p>柵についてはご指摘のとおり、構造的には非常に重要な要素として捉えており、県発注業務では設置する際の仕様を定めて施工しています。</p> <p>山林に設置した柵は、倒木や土砂流出等の自然要因により破損することが避けられないため、定期的な点検や補修をしながら維持管理に努めているところです。</p> <p>ご意見にある手法を含め、全国的な事例を収集し、改善を図りながら対策を進めていきます。</p>



意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
64	ア	2. 「麓」ふもとと言う字に見られるように、昔シカは山の麓にいたらしいが、今は山の方に住んでいます。どこかの麓の所でシカだけが住める場所を確保して、山に入っに行かないようにできないものかと思います。シカが奥山の植生をダメにしてしまうのは他の野生動物にとっても食物がなくなる原因となり、かといって今のような大量駆除は倫理的にもまた生物多様性を保護する上でもいけない事だと思います。	D	現在の土地利用状況では、人の生活している山麓域で野生鳥獣の住める場所を確保することは現実的でないと考えます。 また、シカは増加率が高いため、捕殺されずに自然増加すると5年間で倍増するとも言われており、シカの餌となる植物の衰退が進み、結果的に栄養状態の悪いシカばかりになってしまう可能性があります。 シカが平野部から山間地へ生息の中心を移したのは、19世紀以降と考えられています。山地中心に生活するようになってから、まだ期間が短いため、山地の植生とシカの生息がバランスの取れた状況を見極めるには、長期的な取組とモニタリングが必要です。現時点では、捕獲により個体数調整をすることは、生物多様性の保全を図る上でも有効な手段と考えられることから、モニタリングをしつつ、継続して取組みたいと考えています。
65	ア	先進的な神奈川県の実施に、あらためて経緯を表したいと思います。 近県エリア全体の中でもイニシアティブをとって、さらに推進していただきたいと思いました。 心から応援させていただきます。	B	隣接都県等とも連携して、引き続き目標達成のために第5次計画を実施していきます。 (12頁 (5) 県境域での取り組み)